

第2回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 議事要旨

○日時：平成25年1月22日(火) 10:00～12:00

○場所：金融庁13階共用会議室(1320)

○出席者：山野目委員(座長)、石井委員、内池委員、大西委員、片岡委員、加藤委員、菊池委員、黒島委員、佐藤委員、須賀委員、菅谷委員、関戸委員、多胡委員、田村委員、中村(高)委員、中村(慈)委員、中村(廉)委員、藤原委員、山田委員、柴原委員(代理)

○議事概要

中村廉平委員の事例報告(配布資料2)の後、保証契約時の課題と論点(配布資料1)に関して自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

【貸し手と借り手の信頼関係の構築】

(委員)

借り手・貸し手の信頼関係構築が重要である。借り手側の問題は、財務諸表等の情報開示における正確性・透明性にばらつきが見られる点。貸し手側の問題は、実態把握の希薄化が見られる点。

(委員)

多くの金融機関は、破綻時に経営者の詐害行為等を経験し、そのため経営者保証を徴求している面もある。逆に、経営者側は、破綻時の保証履行の追求を恐れて、正確な決算等が作成できない場合もあるかもしれない。出口の段階で再チャレンジの道が開けていれば、経営者も正確な決算等に基づき、きちんと金融機関とコミュニケーションができるのではないか。

【良好な財務内容の基準】

(委員)

中小企業は法人と個人の財産が実質的に一体。保証非徴求の判断基準のポイントは、法人と個人の財産が将来に亘って分離され、法人だけを見て融資可能であること。加えて、財務内容等をケースバイケースで総合的に勘案し、保証解除の諾否を判断。そのため、仮に保証非徴求の場合について一定の財務基準を設けるとしても、それは必要条件であっても十分条件ではない。

(委員)

零細企業の意思決定は経営者個人が行い、合議体はない。株式も本人と一族で保有しており、経営者責任を問われることはない。株式会社の肩書きを付けた個人に融資し、当人から保証を徴求している感覚。信頼関係の構築については、取引先と対面で融資の相談に乗りながら取引を維持。決算が信頼できない相手とはそもそも取引しない。

(委員)

多様な中小企業を十把一絡げで論ずるのは問題。中小企業について性善説あるいは性悪説という前提に立っての議論は不適切。外部監査を利用するのはレベルの高い中小企業なので、そうではない中小企業のために、財務内容の証明手段として税務証明書等の活用についても認めてはどうか。

(委員)

業況悪化時には何らかの保全措置をとりながら円滑な資金供給に努めている中で、債権保全措置を停止条件付連帯保証契約に画一化すると、却って業況悪化の際に融資が出来なくなるおそれがある。

出口論に近い話としては、保証人に保有資産の処分額以上の債務の履行を求めないようにするためには、保証責任を保証人の資産の範囲とし、当該資産の額を特定しない形で契約を締結する方法も選択肢の一つとして検討してもよいのではないか。

(委員)

零細企業に外部監査を求める必要はないので、中小企業の会計に関する指針の活用等が図れないか。零細企業は融資への影響を危惧して不正確な決算を作成するケースがある。停止条件付連帯保証契約の活用は、正確な決算を出している経営者に対して保証の履行を求めないことを明確化し、経営者を規律付けするとともに、信頼性のある決算書作成の契機となる。

【停止条件付連帯保証契約、A B L】

(委員)

法人と個人が分離し、財務内容がしっかりしている取引先には保証を外すことも検討できる。そうではない場合は保証を徴求。停止条件付連帯保証契約の対象となり得るその中間形態のイメージは困難。

なお、中小企業にとって複数行との取引が通常形態であるため、入出金パイプの一行集中は、実務的な問題があるのではないか。

(委員)

長期融資の場合や短期貸付枠の継続を想定すれば、(信頼できる経営者であっても)コベナンツによる規律付けは有効。長期にわたってコベナンツを執行できるか否かについては取引履歴や延滞の有無等に着眼。

(委員)

コベナンツの有用性は貸し手の共通認識にはなっていない。借り手の立場は弱いので、行政が努力目標化しないと普及は困難。

(委員)

売掛債権に関するABLの普及には、詐欺等のフロード・リスクの軽減、譲渡禁止特約の解除、風評被害による借り手の信用不安の緩和が必要。これらの問題が解決できる可能性がある、売掛債権の電子化の進展に期待。

【法人と個人の一体視にかかる貸し手と借り手の目線合わせ】

(委員)

中小企業は、会社が赤字でも経営者が資金を拠出して債務の返済はできるのが一般的。赤字の原因が事業経営にはなく、高額な役員報酬にあることもある。また、節税や資産保全のために、財産が会社と経営者の間を行き来することもある。法人と経営者個人が一体であるという前提で停止条件付連帯保証契約が可能なのかという点が重要。

(委員)

配当、報酬、給与、経費等について法人と個人の分離が明確化されている企業については、必ずしも法人と個人を一体視する必要はない。例えば、当行がSPCにノンリコースローンを出す場合は、配当流出制限などかなり厳しい条件を課す。通常の中企業に保証非徴求のために同様の制限を課した場合、却って利便性が損なわれることになるため、現実的には困難ではないか。

(委員)

保証非徴求の取扱いとする上では、単年度が赤字でも債務超過にならないような自己資本の充実の方が重要。業況がよいときに利益による資本蓄積に努め、自己資本の充実によって保証を外すのも有効。更に、このような資本の充実について税務上の優遇措置が手当てできれば、経営者にとって利益を内部留保するインセンティブになる。また、このような措置は、相続等による事業承継への対応に資するものと成り得る。

(委員)

DESやDDSといったエクイティとデットが近接している世界では保証は徴求していない。入り口段階で、資本的劣後ローン、償還条件付きの種類株式や、新株予約権等を組み合わせる等、会社の企業価値そのものを引当てるようなエクイティ目線の取組みも必要と考えられる。

【根保証（保証金額の極小化）】

（委員）

個人資産の把握は困難。また、複数の貸し手が関与する中で、根保証金額の上限を抑制することの意義についても検討する必要がある。

（委員）

経営者の資産は少なく、保証の目的は経営者の規律付けと言える。設備投資資金の規模は、資産の規模を超えるため、保証金額を資産の範囲に限定され、融資額も限定されると中小企業は却って困る。

（委員）

出口の債務整理の際に、支援協のような仕組みを利用して資産を把握し、保証債務の履行の範囲を資産の額まで減ずることはあるが、入り口では第三者による資産把握が困難なため、保証金額を資産の額まで抑制するのは困難。比例原則制度のフランスにおいても資産把握は出口の話。

（委員）

出口の債務整理のためにも資産把握の仕組みが必要。また、保証の履行範囲を保証人の生活が維持可能な範囲に限定し、保証人の詐害行為が発覚した場合には当該限定を取り消すという方法もある。

（委員）

保証については、代替手段の新しいメニューをたくさん作り、経営者と金融機関の選択肢の幅を拡大すべき。

【事業承継】

（委員）

事業承継の際に再生ファンドから派遣した経営者には保証は負担できないので、金融機関が融資せず、設備資金までファンドが負担しており非効率。

債務整理が完了し、ファンドによる事業再生を卒業して通常のファイナンスが始まると、事業内容自体は卒業前と全く変わらないのに、いきなり個人保証が再開するのに違和感。

（委員）

会社の機関として承継している以上は、例え親からの承継であっても後継者が相応の責任を負担するのは当然という認識も必要ではないか。出口における再チャレンジについても言及すべき。

【総括】

(事務局)

個人保証は長年にわたる課題。創業、再生、事業承継のブレーキ役となっている側面があり、経済の活性化のためにも引き続き実務に即した議論を期待。

本日の議論にもあったとおり、個人保証の要否について、様々な選択肢を検討できる環境づくりに向けて、中小企業と金融機関が互いに信頼関係を築いていけるよう努力することが重要と考えられる。そうした観点も含めて引き続きご議論いただきたい。

(座長)

個人保証の契約時にかかる議論は今回で中締めとなるが、これまでの議論を通底していたのは、融資取引における金融機関と中小企業の信頼関係の構築という課題である。課題の解決に向けて、金融機関と中小企業双方が具体的にどのような努力をすべきか、引き続き議論を要する。こうした問題意識を共有しつつ、次回、個人保証の契約後の課題について議論いただきたい。

以上